

# 旧水口繁栄協同組合 及び 旧水口商工協同組合 商品券払戻しのご案内

平素は甲賀市商工会に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、甲賀市商工会では、水口繁栄協同組合と水口商工協同組合の解散後も、両組合発行商品券の回収業務を行ってまいりましたが、このたび、回収の業務も終了し、商品券事業を廃止することになりました。

つきましては、「資金決済に関する法律第20条第1項」及び「前払式支払手段に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、払戻しを行います。

下記の商品券をお持ちの方は、申出期間内に払戻しの手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

## ◆払戻しを行う発行者

甲賀市商工会

## ◆払戻しの対象となる商品券

旧水口繁栄協同組合 及び 旧水口商工協同組合 にて発行された額面500円の「商品券」、「SHOPPING VOUCHER」



商品券



商品券



SHOPPING VOUCHER

## ◆申出期間

平成24年6月1日(金)から平成24年8月31日(金)まで

※上記申出期間に申し出されない方は、本払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

## ◆申出 及び 払戻方法

甲賀市商工会 本所にて現金による払戻しを行います。

商品券とご印鑑をお持ちの上、甲賀市商工会本所に設置の「払戻申出書」に必要事項をご記入いただき、払戻し手続きを行って下さい。

(受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分)

## ◆払戻ができない場合

- ・商品券又はSHOPPING VOUCHERが偽造又は変造されたもの
- ・商品券又はSHOPPING VOUCHERの2分の1以上が滅失しているもの
- ・商品券又はSHOPPING VOUCHERの毀損が著しいもの
- ・その他「払戻申出書」に不備がある場合

## ◆本件に関するお問い合わせ先

甲賀市商工会 本所 (平日 午前8時30分～午後5時15分)

〒528-0005

滋賀県甲賀市水口町水口 5577-2

電話 0748(62)1676

